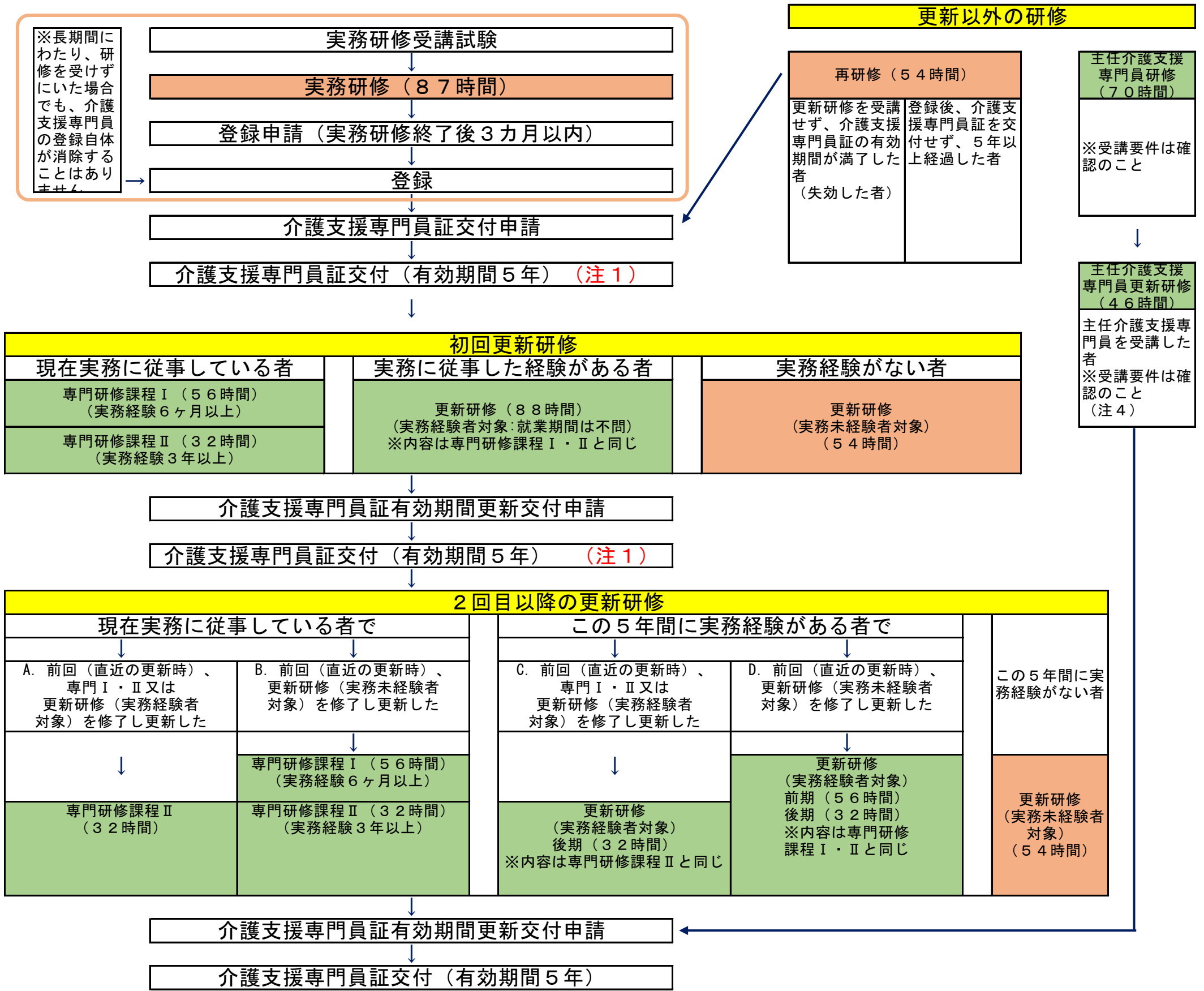


介護支援専門員資格に関する手続きの流れ・研修体系



(注1) 介護支援専門員証の有効期間満了日を経過した場合は、『失効』となりますので、介護支援専門員として業務を行うことはできません。（登録は消除されませんので、再研修を受講することで、介護支援専門員証の交付申請が可能です。）

(注2) 2回目以降の更新で、実務従事者（経験者）の方は、前回（直近の更新時）、専門Ⅰ・Ⅱ又は更新研修（実務経験者対象）を修了して更新した場合には、「専門研修課程Ⅱ」又は「更新研修（実務経験者対象）後期」を受講することにより介護支援専門員証の更新を行うことができます。（※前回、「更新研修（実務未経験者対象）」や「再研修」の修了により更新した方は、対象になりません。）

(注3) 実務従事者（経験者）として初めての更新となる場合は、「専門研修課程Ⅰ及びⅡ」又は「更新研修（実務経験者対象）前期・後期」を受講することにより、介護支援専門員証の更新を行うことができます。

(注4) 主任介護支援専門員更新研修を受けた方は、更新研修を受けた者として、介護支援専門員証の更新を行うことができます。

※更新研修の日程等につきましては、毎年変動しますので、適宜下記の研修実施主体へお問い合わせくださるようお願いいたします。

研修名	研修実施主体（指定実施機関）・問い合わせ先
実務経験者対象の更新研修	一般社団法人 北海道総合研究調査会 ■住所 〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階 ■電話 011-222-7330
実務未経験者対象の更新研修	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 ■住所 〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 第1水産ビル4階 ■電話 011-596-0392